

質問1

当内科診療所では、近所のアパート1棟を賃借し、看護師を無償で住まわせています。この部屋代は給与として源泉徴収すべきでしょうか。

回答 給与として課税対象になります。

使用人が使用者から無償で住宅を貸与された場合には、その住宅の「通常の賃貸料の額」が給与として課税されます。

ただし、職務の遂行上やむを得ない必要に基づき、その居住の場所を制限しなければならないため、特定の場所に社宅、寮等を設け、これに入居させている場合の家賃相当額については、その社宅等に入居することが専ら使用者の必要によっているものであり、給与所得者の意思に基づかないものであるところから、課税されないこととしております。

この職務の遂行上やむを得ない必要に基づき貸与を受ける家屋には、通常の勤務時間外においても勤務を要することを常例とする看護師、守衛等その職務の遂行上勤務場所を離れて居住することが困難な使用人に対し、その職務に従事させる必要上使用者が提供した家屋又は部屋も含まれることと取り扱われていますが、ご質問の場合の内科診療所に勤務する看護師については、通常の勤務時間外の勤務は不要と考えられますので給与として課税しなければなりません。

質問2

当内科医院では、近所の木造アパート1棟（10室、総床面積198㎡、本年の固定資産税の課税標準額は、家屋が600万円、敷地が1,000万円）を月額20万円で賃借し、看護師8名及び事務員2名に無償で貸与し住まわせています。この場合、従業員に対する現物給与として課税の対象となる金額はいくらでしょうか。

回答 3,472円が給与として課税になります。

使用者が使用人に住宅などを貸与している場合は、使用人から徴収している賃貸料（月額）が、下記算式で求めた「賃借料相当額」（月額）の50%以上である場合には、課税する必要はありません。

ただし、徴収している賃借料が「賃貸料相当額」（月額）の50%に満たない場合は「賃貸料相当額」（月額）としている賃借料の額の差額が給与として課税されることとなります。

賃貸料相当額は次のようになります。

$$\begin{aligned} & \text{その年度の家屋の固定資産税の課税標準額} \times 0.2\% + 12\text{円} \times \frac{\text{当該家屋の総床面積 (m}^2\text{)}}{3.3 \text{ (m}^2\text{)}} \\ & \quad + \text{その年度の敷地の固定資産税の課税標準額} \times 0.22\% \end{aligned}$$

したがって、ご質問の場合は次のようになります。

$$6,000,000\text{円} \times 0.2\% + 12\text{円} \times \frac{198\text{m}^2}{3.3\text{m}^2} + 10,000,000 \times 0.22\% = 34,720\text{円} \cdots 10\text{戸}$$

$$34,720\text{円} \div 10 \text{ (戸)} = 3,472\text{円}$$

$$3,472\text{円} - 0\text{円 (自己負担額)} = 3,472\text{円} \cdots \text{給与として課税すべき金額}$$